

多文化共生サポーター登録・紹介制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山口県の国際交流・国際協力の促進、多文化共生の推進を図るため、公益財団法人山口県国際交流協会（以下「協会」という。）が「多文化共生サポーター登録・紹介制度」を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「多文化共生サポーター（以下「サポーター」という。）」とは、地域社会に貢献するため次の各分野で自発的に、かつ、非営利に活動する者であって、その意志をもって協会に登録を申し込み、かつ、協会に登録された者（以下「登録者」という。）の総称をいう。

2 この要綱で「依頼者」とは、協会が登録者を紹介する相手方をいう。

(1) 通訳・翻訳サポーター

文書・書簡等の翻訳及び国際交流・国際協力イベント、会議、レセプション等で通訳を行う。また、在住外国人に対して、医療・福祉・教育・司法等の公共サービスの場においてコミュニティ通訳を行う。

(2) 日本語ボランティア

県内の在住外国人を対象に日本語学習支援を行う。原則として、個人レッスンでの活動とする。

(3) ホストファミリー

日本の家庭生活体験を通じて、日本人との交流を望む外国人の宿泊（ホームステイ）又は訪問（ホームビジット）を受け入れ、日本の文化、生活様式、習慣などを紹介するとともに、相互理解の促進を図る機会を提供する。

(登録要件)

第3条 登録者は、サポーター制度の趣旨を理解した満18歳以上で、県内在住又は県内に通勤・通学し、次の要件に該当する者でなければならない。ただし、通訳・翻訳サポーターで翻訳のみを行う場合は、県内在住者に限らない。

(1) ホームステイの登録者は、家族全員の同意を得ていること。

(2) 日本語ボランティアの登録者は、日本語教育に関する知識や経験を有すること。

(3) 通訳・翻訳サポーターの登録者は、英語については英検準1級（TOEIC740点）程度、その他の外国語については、日常会話に支障のない語学力を有していること。日本語が母語でない場合は、日本語能力試験N1程度を有していること。

(登録手続等)

第4条 サポーターとして登録しようとする者は、別に定める登録申請書により協会へ申し込むものとする。

2 協会は、前項の申し込みを受けたときは、その内容を確認・審査の上、結果を登録

申込者に通知するものとする。

3 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

4 協会は、必要に応じて登録内容の更新を行うものとする。

(登録事項の変更)

第5条 サポーターは、登録事項に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかにその旨を協会に届け出るものとする。

(登録の抹消)

第6条 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができる。

(1) 登録者から申し出があったとき

(2) 登録者が死亡したとき

(3) 登録者が連絡不能となったとき

(4) サポーターとしてふさわしくないと認められる行為があったとき

(報酬及び費用の負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でサポーター活動を行うものとする。ただし、交通費及びその他の費用については、依頼者が負担するものとする。

(依頼者の要件)

第8条 登録者の紹介を依頼することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、協会が認めるものとする。

(1) 国及び地方公共団体又はその外郭団体

(2) 本県において営利を目的としない国際交流・国際協力・多文化共生の事業を行う団体

(3) その他協会が特に必要と認めるもの

(紹介の手続き等)

第9条 サポーターの紹介を受けようとする者は、別に定める申込書により、原則として、3週間前までに協会へ申し込まなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 協会は、申込書を審査の上、登録者リストから該当分野の登録者を紹介する。

3 依頼者は、原則として、紹介されたサポーターと直接連絡・調整を行うものとする。

(活動の実績報告)

第10条 通訳・翻訳サポーターの依頼者は、サポーターの活動終了後、別に定める活動報告書により実績報告を行わなければならない。

(免責等)

第11条 協会は、依頼者が被った損害について一切その賠償の責を負わない。

2 依頼者は、万一、登録者又は第三者がサポーター活動に伴って損害等を被った場合は、登録者又は第三者に対して誠意をもって解決にあたらなければならない。

(守秘義務)

第12条 サポーターは、その活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その活動及び登録が終了した後においても同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。